

6. まちづくり情報交流協議会 運営規則

(名称)

第1条 本会は、「まちづくり情報交流協議会(以下「本協議会」という。)」と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、都市再生整備計画を活用して行うまちづくりについて情報・資料の収集・提供、意見交換、相談等を実施することにより、地域の創意工夫を活かしたまちづくりを促進することを目的とする。

(事業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 都市再生整備計画を活用して行うまちづくりに関する総合的な資料・情報の収集及び提供
- 2 都市再生整備計画を活用して行うまちづくり方策等に関する調査研究
- 3 都市再生整備計画を活用して行うまちづくりの普及啓発
- 4 講演会、講習会、研究会等の企画・開催
- 5 機関紙、図書その他の印刷物の刊行
- 6 まちづくりに関する総合的な資料・情報の収集及び提供
- 7 その他本協議会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本協議会の会員は、次のとおりとする。

- 1 一般会員 本協議会の目的に賛同する市町村及び特別区
- 2 特別会員 本協議会の目的に賛同する都道府県
- 2 総会において議決権を行使できる会員は、一般会員とする。

(会費)

第5条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし特別会員は、会費の支払いを要しない。

(入会及び退会)

第6条 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出するものとする。

- 2 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出するものとする。

(総会)

第7条 本協議会の総会は、全会員によって構成し、会員の1/2以上の出席がなければ開催できない。総会の議事は出席した一般会員の過半数をもって決する。

- 2 総会は、事業計画及び収支予算の決定、事業報告及び決算の承認等本協議会の重要事項について決定、承認を行う。
- 3 総会は、定期総会を年1回開催する他随時開催する。

(役員)

第8条 本協議会に会長1名、副会長1名、監事2名以内の役員を置く。

- 2 会長、副会長、監事は、会員のうちから総会において選任する。
- 3 会長は本協議会を代表するとともに総会を招集する。総会の議長は会長があたる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 監事は本協議会の財産の状況及び事業の執行状況を監査する。

(委員会)

第9条 事業の円滑な運営に資するために、総会のもとに企画運営委員会を置く。

第10条 企画運営委員会は、会長が選任する10名以内の一般会員により構成する。

- 2 企画運営委員会は、この規則で別に定めるもののほか、次の事項について審議し、本協議会の円滑な運営に資する。
 - 1 総会の決定した事項の執行に関すること。
 - 2 総会に付議する事項。
 - 3 その他総会の議決を要しない重要な会務の執行に関すること。

(部会)

第11条 企画運営委員会のもとにウェブ情報交流部会を置く。

- 2 ウェブ情報交流部会は、企画運営委員会において選任する10名以内の一般会員により構成する。
- 3 ウェブ情報交流部会は、情報提供等の実施等に関する事項について検討する。

(任期)

- 第12条 本協議会の役員、企画運営委員、部会委員（以下「役員等」という。）の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する決算の承認を行う定期総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補充により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員等は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が、就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

- 第13条 事業に関する指導又は助言を求めるために協議会に顧問を置く。
- 2 顧問は、会長が選任する。
 - 3 顧問は、総会又は部会の求めに応じ指導又は助言を行う。

(経費の支弁)

- 第14条 本協議会の経費は、会員からの会費、事業収入その他の収入によって支弁する。

(会計年度)

- 第15条 本協議会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

- 第16条 本協議会の事務局は、財団法人都市みらい推進機構に置く。

附則

- 第1条 この規則は、平成18年2月27日から施行する。
- 第2条 設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立の日から平成18年3月31日までとする。
- 第3条 この規則の施行について必要な事項は、会長が別に定める。
- 第4条 本協議会の設立当初の役員、企画運営委員、部会委員の任期は、第8条、第10条並びに第11条の規定にかかわらず、平成20年度定期総会開催日までとする。

付則

- 第1条 この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。
- 第2条 この規則は、平成20年 7月17日から施行する。
- 第3条 この規則は、平成21年 7月17日から施行する。
- 第4条 この規則は、平成22年 7月15日から施行する。